

福岡県公報

令和三年七月六日
第二百十四号
増刊
①

目次

選挙管理委員会（第九十九号―第一百四号）

○政治団体の設立届	（市町村支援課）	一
○政治団体の届出事項の異動届	（市町村支援課）	二
○政治団体の解散届	（市町村支援課）	三
○資金管理団体の指定届	（市町村支援課）	三
○資金管理団体の届出事項の異動届	（市町村支援課）	三
○資金管理団体の指定取消届	（市町村支援課）	四
正誤		四
○福岡県税条例規則等の一部を改正する規則（令和三年福岡県規則第十三号）		五
○福岡県財務規則の一部を改正する規則（令和三年福岡県規則第二十五号）		五
○福岡県聴聞及び弁明の機会の付与の手續に関する規則等の一部を改正する規則（令和三年福岡県規則第二十六号）		六
○福岡県住民台帳法施行規則の一部を改正する規則（令和三年福岡県規則第二十八号）		八
○福岡県行政組織規則の一部を改正する規則（令和三年福岡県規則第三十号）		八
○福岡県事務委任規則の一部を改正する規則（令和三年福岡県規則第三十三号）		八
○福岡県教育委員会事務局職員等結核療養休暇等の取扱いに関する規程の一部を改正する訓令（令和三年福岡県教育委員会訓令第二号）		八

中正誤	八	
○福岡県災害対策本部規程の一部を改正する規程（令和三年福岡県災害対策本部規程第一号）	中正誤	九

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第九十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定による政治団体の届出があつたので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表する。

令和三年七月六日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

(一) 政党の支部

(イ) 法第十九条の七第一項第一号に係る国会議員関係政治団体とみなされる政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地（第一号）	公職の種類	一以上の市町村等の区域を単位とする支部	届出年月日
日本維新の会衆議院福岡県第10選挙区支部	西田	西田	福岡県北九州市門司区大字白野江	衆議院議員	○	三、一、二六
(ロ) 国会議員関係政治団体以外の政党の支部						
政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	一以上の市町村等の区域を単位とする支部		届出年月日
立憲民主党福岡県北九州市八幡西区支部	岩元 一儀	河野 宣生	福岡県北九州市八幡西区三ヶ森二丁目一八―二 サンパークマンション	○		三、一、二七
立憲民主党福岡県福岡市東区支部	佐々木 徹	佐々木ひとみ	福岡県福岡市東区青葉二―一七―二	○		三、一、二二

(二) その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

定期発行日 毎週火金曜日

〔発行〕 〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号 福岡県 総務部行政経営企画課 (電話 092-643-3028)
 〔作成〕 〒812-0011 福岡市中央区高砂一丁目6-19 株式会社西日本高速印刷 (電話 092-531-1766)

福岡県歯科医師連盟朝倉支部	篠崎 利治	代表者の氏名	篠崎 利治	井上 文弘	二、一、二七
---------------	-------	--------	-------	-------	--------

福岡県商工政治連盟鞍手町支部	内田 一美	代表者の氏名	内田 一美	立石 俊生	二、六、一
----------------	-------	--------	-------	-------	-------

福岡県土地改良政治連盟	小金丸義文	代表者の氏名	小金丸義文	野田 昭幸	二、一、六
-------------	-------	--------	-------	-------	-------

ふるいえ昌和後援会	古家紀美子	主たる事務所の所在地	福岡県糟屋郡粕屋町三丁目四一	福岡県糟屋郡粕屋町大字内橋一九七一	三、一、二五
-----------	-------	------------	----------------	-------------------	--------

前田ともひろ後援会	前田 倫宏	主たる事務所の所在地	福岡県筑紫野市針摺東四一九一	福岡県筑紫野市針摺東一三三	三、一、二七
-----------	-------	------------	----------------	---------------	--------

松井和行後援会	松井 和行	代表者の氏名	松井 和行	松井八千重	三、一、二〇
---------	-------	--------	-------	-------	--------

むらせ敬太郎後援会	村瀬敬太郎	主たる事務所の所在地	福岡県糟屋郡篠栗町中央六一二八	福岡県糟屋郡篠栗町大字篠栗一四五	二、一〇、一〇
-----------	-------	------------	-----------------	------------------	---------

福岡県選挙管理委員会告示第百一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定による政治

団体の解散の届出があったので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和三年七月六日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

(一) 政党の支部

政治団体	名称	代表者の氏名	解散年月日
------	----	--------	-------

自由民主党福岡県福岡市西区第一支部	田中 大士	二、一、三〇
-------------------	-------	--------

(二) その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体	名称	代表者の氏名	解散年月日
------	----	--------	-------

岡部和子後援会	中嶋 一雄	二、一、二
---------	-------	-------

おたべ美香後援会	小田邊美香	二、一、三〇
----------	-------	--------

梶原文明後援会	和田 昇	二、二、二七
---------	------	--------

きどとしひろ後援会	林 英夫	二、二、三一
-----------	------	--------

嶋井信博後援会	嶋井 信博	二、二、三一
---------	-------	--------

田中久也後援会	田中 大士	二、二、三〇
---------	-------	--------

てらだ秀和後援会	寺田 秀和	二、二、三一
----------	-------	--------

花田たかと後援会	花田 鷹人	二、二、三一
----------	-------	--------

原口のりお後援会	木崎 國夫	二、二、三一
----------	-------	--------

福島ただし後援会	福島 直	二、二、三一
----------	------	--------

ふるもと俊克後援会	山辺 愛志	二、二、三一
-----------	-------	--------

松本世頭後援会	松本 世頭	二、二、三一
---------	-------	--------

宮内實生後援会（元氣な町岡垣をつくる会）	宮内 實生	三、一、二五
----------------------	-------	--------

山下竹留後援会	日高 幸雄	二、二、二五
---------	-------	--------

山本ひでとう後援会	山本 英任	二、二、三一
-----------	-------	--------

福岡県選挙管理委員会告示第百二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第二項の規定による資金管理団体の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表する。

令和三年七月六日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

資金管理団体の届出をした者(代表者)の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日
稲生茉莉子	議員	稲生まりこと市民と政治をつくる会	福岡県那珂川市片縄西四一六	三、一、四

那珂川市議会	稲生まりこと市民と政治をつくる会	福岡県那珂川市片縄西四一六	三、一、四
--------	------------------	---------------	-------

福岡県選挙管理委員会告示第百三十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項第三号の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和三年七月六日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
前田 倫宏	前田ともひろ後援会	主たる事務所の所在地	福岡県筑紫野市針摺東四一	福岡県筑紫野市針摺東一一	三、一、二七
村瀬敬太郎	むらせ敬太郎後援会	主たる事務所の所在地	福岡県糟屋郡篠栗町中央六	福岡県糟屋郡篠栗町大字篠栗四三三八一	二、一〇、一〇

福岡県選挙管理委員会告示第百四十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定による資金管理団体の指定の取消しの届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和三年七月六日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

(一) 法第十九条第三項第一号による届出

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	取消年月日
花田 鷹人	花田たかと後援会	二、一二、三一
福島 直	福島ただし後援会	二、一二、三一
宮内 實生	宮内實生後援会（元気な町岡垣をつくる会）	三、一、二五

(二) 法第十九条第三項第二号による届出

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	取消年月日
田中 大士	田中久也後援会	二、一二、三〇

正 誤

3 ・ 3 ・ 30	3 ・ 3 ・ 30	発行年月日						
187 増刊②	187 増刊②	番 公 号 報						
規則	規則	種 類						
25	13	番 同 号 上						
62	4	ペ ー ジ						
		上 欄						
○	○	下						
3 後 ろ か ら		行						
		備 考						
様式第二百四号及び様式第二百五号中	<p>第36号の7様式（第25条の2関係）</p> <table border="1"> <tr> <th>1 第1紙</th> <th>2 第2紙</th> <th>3 第3紙</th> </tr> <tr> <td> <p>1 公売代金等領収証</p> <p>売却区分の番号 公売財産の表示</p> <p>公売代金 百 十 万 千 百 十 円</p> <p>合 計</p> <p>納付者（落札人・競落人） 住所・氏名</p> <p>収入 歳 出 外 現 金 「保証金その他」</p> <p>(本人交付用)</p> </td> <td> <p>2 公売代金等納付書</p> <p>売却区分の番号 公売財産の表示</p> <p>公売代金 百 十 万 千 百 十 円</p> <p>合 計</p> <p>納付者（落札人・競落人） 住所・氏名</p> <p>収入 歳 出 外 現 金 「保証金その他」</p> <p>(収税課保管用)</p> </td> <td> <p>3 公売代金等領収証（控）</p> <p>売却区分の番号 公売財産の表示</p> <p>公売代金 百 十 万 千 百 十 円</p> <p>合 計</p> <p>納付者（落札人・競落人） 住所・氏名</p> <p>上記公売財産を受領しました。 〔落札人〕 〔競落人〕</p> <p>収入 歳 出 外 現 金 「保証金その他」</p> <p>(総務保管用)</p> </td> </tr> </table> <p>注 氏名又は代表者名を自署する場合は、押印は不要です。</p>	1 第1紙	2 第2紙	3 第3紙	<p>1 公売代金等領収証</p> <p>売却区分の番号 公売財産の表示</p> <p>公売代金 百 十 万 千 百 十 円</p> <p>合 計</p> <p>納付者（落札人・競落人） 住所・氏名</p> <p>収入 歳 出 外 現 金 「保証金その他」</p> <p>(本人交付用)</p>	<p>2 公売代金等納付書</p> <p>売却区分の番号 公売財産の表示</p> <p>公売代金 百 十 万 千 百 十 円</p> <p>合 計</p> <p>納付者（落札人・競落人） 住所・氏名</p> <p>収入 歳 出 外 現 金 「保証金その他」</p> <p>(収税課保管用)</p>	<p>3 公売代金等領収証（控）</p> <p>売却区分の番号 公売財産の表示</p> <p>公売代金 百 十 万 千 百 十 円</p> <p>合 計</p> <p>納付者（落札人・競落人） 住所・氏名</p> <p>上記公売財産を受領しました。 〔落札人〕 〔競落人〕</p> <p>収入 歳 出 外 現 金 「保証金その他」</p> <p>(総務保管用)</p>	正
1 第1紙	2 第2紙	3 第3紙						
<p>1 公売代金等領収証</p> <p>売却区分の番号 公売財産の表示</p> <p>公売代金 百 十 万 千 百 十 円</p> <p>合 計</p> <p>納付者（落札人・競落人） 住所・氏名</p> <p>収入 歳 出 外 現 金 「保証金その他」</p> <p>(本人交付用)</p>	<p>2 公売代金等納付書</p> <p>売却区分の番号 公売財産の表示</p> <p>公売代金 百 十 万 千 百 十 円</p> <p>合 計</p> <p>納付者（落札人・競落人） 住所・氏名</p> <p>収入 歳 出 外 現 金 「保証金その他」</p> <p>(収税課保管用)</p>	<p>3 公売代金等領収証（控）</p> <p>売却区分の番号 公売財産の表示</p> <p>公売代金 百 十 万 千 百 十 円</p> <p>合 計</p> <p>納付者（落札人・競落人） 住所・氏名</p> <p>上記公売財産を受領しました。 〔落札人〕 〔競落人〕</p> <p>収入 歳 出 外 現 金 「保証金その他」</p> <p>(総務保管用)</p>						
様式第二百四号及び様式第二百五号中 を●	<p>第36号の7様式（第25条の2関係）</p> <table border="1"> <tr> <th>1 第1紙</th> <th>2 第2紙</th> <th>3 第3紙</th> </tr> <tr> <td> <p>1 公売代金等領収証</p> <p>売却区分の番号 公売財産の表示</p> <p>公売代金 百 十 万 千 百 十 円</p> <p>合 計</p> <p>納付者（落札人・競落人） 住所・氏名</p> <p>収入 歳 出 外 現 金 「保証金その他」</p> <p>(本人交付用)</p> </td> <td> <p>2 公売代金等納付書</p> <p>売却区分の番号 公売財産の表示</p> <p>公売代金 百 十 万 千 百 十 円</p> <p>合 計</p> <p>納付者（落札人・競落人） 住所・氏名</p> <p>収入 歳 出 外 現 金 「保証金その他」</p> <p>(収税課保管用)</p> </td> <td> <p>3 公売代金等領収証（控）</p> <p>売却区分の番号 公売財産の表示</p> <p>公売代金 百 十 万 千 百 十 円</p> <p>合 計</p> <p>納付者（落札人・競落人） 住所・氏名</p> <p>上記公売財産を受領しました。 〔落札人〕 〔競落人〕</p> <p>収入 歳 出 外 現 金 「保証金その他」</p> <p>(総務保管用)</p> </td> </tr> </table> <p>注 氏名又は代表者名を自署する場合は、押印は不要です。</p>	1 第1紙	2 第2紙	3 第3紙	<p>1 公売代金等領収証</p> <p>売却区分の番号 公売財産の表示</p> <p>公売代金 百 十 万 千 百 十 円</p> <p>合 計</p> <p>納付者（落札人・競落人） 住所・氏名</p> <p>収入 歳 出 外 現 金 「保証金その他」</p> <p>(本人交付用)</p>	<p>2 公売代金等納付書</p> <p>売却区分の番号 公売財産の表示</p> <p>公売代金 百 十 万 千 百 十 円</p> <p>合 計</p> <p>納付者（落札人・競落人） 住所・氏名</p> <p>収入 歳 出 外 現 金 「保証金その他」</p> <p>(収税課保管用)</p>	<p>3 公売代金等領収証（控）</p> <p>売却区分の番号 公売財産の表示</p> <p>公売代金 百 十 万 千 百 十 円</p> <p>合 計</p> <p>納付者（落札人・競落人） 住所・氏名</p> <p>上記公売財産を受領しました。 〔落札人〕 〔競落人〕</p> <p>収入 歳 出 外 現 金 「保証金その他」</p> <p>(総務保管用)</p>	誤
1 第1紙	2 第2紙	3 第3紙						
<p>1 公売代金等領収証</p> <p>売却区分の番号 公売財産の表示</p> <p>公売代金 百 十 万 千 百 十 円</p> <p>合 計</p> <p>納付者（落札人・競落人） 住所・氏名</p> <p>収入 歳 出 外 現 金 「保証金その他」</p> <p>(本人交付用)</p>	<p>2 公売代金等納付書</p> <p>売却区分の番号 公売財産の表示</p> <p>公売代金 百 十 万 千 百 十 円</p> <p>合 計</p> <p>納付者（落札人・競落人） 住所・氏名</p> <p>収入 歳 出 外 現 金 「保証金その他」</p> <p>(収税課保管用)</p>	<p>3 公売代金等領収証（控）</p> <p>売却区分の番号 公売財産の表示</p> <p>公売代金 百 十 万 千 百 十 円</p> <p>合 計</p> <p>納付者（落札人・競落人） 住所・氏名</p> <p>上記公売財産を受領しました。 〔落札人〕 〔競落人〕</p> <p>収入 歳 出 外 現 金 「保証金その他」</p> <p>(総務保管用)</p>						

3 3 30						発行年月日
187 増刊②						番 公 号 報
規則						種 類
26						番 同 号 上
102		101		79		ページ
○		○		○		上 下
						欄
前から 8	前から 7	前から 6	2 後ろ から	3 後ろ から	前 から 3	行
						備考
「氏名 (記名押印又は署名)」		「責任者 (記名押印又は署名)」		「施行者氏名 (記名押印又は署名)」		正
「氏名 (記名押印又は署名)」 ④		「責任者 (記名押印又は署名)」 ④		「施行者氏名 (記名押印又は署名)」 ④		誤
		「許可申請書は、		「許可申請書は、		
		「許可申請書は、		「許可申請書は、		
		「(自署又は記名捺印) 印」		「(自署又は記名捺印) 印」		
		「(自署又は記名捺印) 印」		「(自署又は記名捺印) 印」		

3 ・ 4 ・ 6	3 ・ 3 ・ 30	3 ・ 3 ・ 30		3 ・ 3 ・ 30	発行年月日	
189 増刊①	187 増刊④	187 増刊④		187 増刊④	番 公 号 報	
福岡県 教育委 員会訓 令	規則	規則		規則	種 類	
2	33	30		28	番 同 号 上	
1	13	11		5	ペ ー ジ	
○				○	上	欄
	○	○			下	
後ろから3	後ろから12	後ろから11	前から7	前から8	前から3	行
						備考
「非常勤の職員（再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員を除く。）を「会計年度任用職員及び臨時的任用の職員」に改める。」	「検査に必要な」の下に	(ア) 前項第一号ホ(2)(ア)に規定する事務	「。建築施工系建築設計科」	目次中 「第四款 消防学校（第七十五条―第七十七条） 第五款 削除 」	県内の高等学校等	正
「臨時又は非常勤の職員（再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員を除く。）を「会計年度任用職員及び臨時的任用の職員」に改める。」	「必要な」の下に	(3) 前項第一号ホ(2)(ア)に規定する事務	「建築施工系建築設計科」	目次中 「第四款 消防学校（七十五条―第七十七条） 第五款 削除 」	県立の高等学校等	誤

3 ・ 4 ・ 13		発行年月日							
191 増刊①		番 公 号 報							
雑報		種 類							
福岡県災 害対策本 部規程第 一号		番 同 号 上							
1		ペー ジ							
○		上	欄						
		下							
1 後ろから		行							
		備考							
<table border="1"> <tr> <td>児童家 庭班</td> <td>子育て 支援班</td> </tr> <tr> <td>一。災害救助活動の応援 に。関。す。る。こ。と。 二。児童福祉施設（保育 所、幼保連携型認定こ ども園以外）の災害応急復 旧に。関。す。る。こ。と。</td> <td>一。災。害。救。助。活。動。の。応。援 に。関。す。る。こ。と。 二。児。童。福。祉。施。設（保。育 所、幼。保。連。携。型。認。定。こ ども園）、届。出。保。育。施。設。の 災。害。応。急。復。旧。に。関。す。る。こ と。</td> </tr> </table>		児童家 庭班	子育て 支援班	一。災害救助活動の応援 に。関。す。る。こ。と。 二。児童福祉施設（保育 所、幼保連携型認定こ ども園以外）の災害応急復 旧に。関。す。る。こ。と。	一。災。害。救。助。活。動。の。応。援 に。関。す。る。こ。と。 二。児。童。福。祉。施。設（保。育 所、幼。保。連。携。型。認。定。こ ども園）、届。出。保。育。施。設。の 災。害。応。急。復。旧。に。関。す。る。こ と。	正			
児童家 庭班	子育て 支援班								
一。災害救助活動の応援 に。関。す。る。こ。と。 二。児童福祉施設（保育 所、幼保連携型認定こ ども園以外）の災害応急復 旧に。関。す。る。こ。と。	一。災。害。救。助。活。動。の。応。援 に。関。す。る。こ。と。 二。児。童。福。祉。施。設（保。育 所、幼。保。連。携。型。認。定。こ ども園）、届。出。保。育。施。設。の 災。害。応。急。復。旧。に。関。す。る。こ と。								
<table border="1"> <tr> <td colspan="2">福・社・労 働・部</td> </tr> <tr> <td>児童家 庭班</td> <td>子育て 支援班</td> </tr> <tr> <td>一。災害救助活動の応援 に。関。す。る。こ。と。 二。児童福祉施設（保育 所、幼保連携型認定こ ども園以外）の災害応急復 旧に。関。す。る。こ。と。</td> <td>一。災。害。救。助。活。動。の。応。援 に。関。す。る。こ。と。 二。児。童。福。祉。施。設（保。育 所、幼。保。連。携。型。認。定。こ ども園）、届。出。保。育。施。設。の 災。害。応。急。復。旧。に。関。す。る。こ と。</td> </tr> </table>		福・社・労 働・部		児童家 庭班	子育て 支援班	一。災害救助活動の応援 に。関。す。る。こ。と。 二。児童福祉施設（保育 所、幼保連携型認定こ ども園以外）の災害応急復 旧に。関。す。る。こ。と。	一。災。害。救。助。活。動。の。応。援 に。関。す。る。こ。と。 二。児。童。福。祉。施。設（保。育 所、幼。保。連。携。型。認。定。こ ども園）、届。出。保。育。施。設。の 災。害。応。急。復。旧。に。関。す。る。こ と。	誤	
福・社・労 働・部									
児童家 庭班	子育て 支援班								
一。災害救助活動の応援 に。関。す。る。こ。と。 二。児童福祉施設（保育 所、幼保連携型認定こ ども園以外）の災害応急復 旧に。関。す。る。こ。と。	一。災。害。救。助。活。動。の。応。援 に。関。す。る。こ。と。 二。児。童。福。祉。施。設（保。育 所、幼。保。連。携。型。認。定。こ ども園）、届。出。保。育。施。設。の 災。害。応。急。復。旧。に。関。す。る。こ と。								

3 ・ 4 ・ 13		発行年月日						
191 増刊①		番 公 号 報						
雑報		種 類						
福岡県災 害対策本 部規程第 一号		番 同 号 上						
1		ペ ー ジ						
		上						
		欄						
○		下						
前から1		行						
		備考						
<table border="1"> <tr> <td>児童家 庭班</td> <td>子育て 支援班</td> </tr> <tr> <td>一。災害救助活動の応援 に。関。す。る。こ。と。 二。児童福祉施設（保育 所、幼保連携型認定こ ども園、児童厚生施設以外） の災害応急復旧に関する こと。</td> <td>一。災害救助活動の応援 に。関。す。る。こ。と。 二。児童福祉施設（保育 所、幼保連携型認定こ ども園、児童厚生施設）、 届出保育施設の災害応急 復旧に関すること。</td> </tr> </table>		児童家 庭班	子育て 支援班	一。災害救助活動の応援 に。関。す。る。こ。と。 二。児童福祉施設（保育 所、幼保連携型認定こ ども園、児童厚生施設以外） の災害応急復旧に関する こと。	一。災害救助活動の応援 に。関。す。る。こ。と。 二。児童福祉施設（保育 所、幼保連携型認定こ ども園、児童厚生施設）、 届出保育施設の災害応急 復旧に関すること。	正		
児童家 庭班	子育て 支援班							
一。災害救助活動の応援 に。関。す。る。こ。と。 二。児童福祉施設（保育 所、幼保連携型認定こ ども園、児童厚生施設以外） の災害応急復旧に関する こと。	一。災害救助活動の応援 に。関。す。る。こ。と。 二。児童福祉施設（保育 所、幼保連携型認定こ ども園、児童厚生施設）、 届出保育施設の災害応急 復旧に関すること。							
<table border="1"> <tr> <td colspan="2">福・社・労 働・部</td> </tr> <tr> <td>児童家 庭班</td> <td>子育て 支援班</td> </tr> <tr> <td>二。児童福祉施 設（保育所、幼 保連携型認定こ ども園、児童厚 生施設以外）の 災害応急復旧に 関すること。</td> <td>二。児童福祉施 設（保育所、幼 保連携型認定こ ども園、児童厚 生施設）、届出 保育施設の災害 応急復旧に関す ること。</td> </tr> </table>		福・社・労 働・部		児童家 庭班	子育て 支援班	二。児童福祉施 設（保育所、幼 保連携型認定こ ども園、児童厚 生施設以外）の 災害応急復旧に 関すること。	二。児童福祉施 設（保育所、幼 保連携型認定こ ども園、児童厚 生施設）、届出 保育施設の災害 応急復旧に関す ること。	誤
福・社・労 働・部								
児童家 庭班	子育て 支援班							
二。児童福祉施 設（保育所、幼 保連携型認定こ ども園、児童厚 生施設以外）の 災害応急復旧に 関すること。	二。児童福祉施 設（保育所、幼 保連携型認定こ ども園、児童厚 生施設）、届出 保育施設の災害 応急復旧に関す ること。							